

社会全体で暴力団を排除するために

～那珂川町暴力団排除条例が平成23年10月1日に施行されました～
 栃木県暴力団排除条例は平成23年4月1日に施行されています

**暴力団を
利用しない**

◆暴力団の排除に関する町の基本的施策◆

町の事務又は事業の全般から暴力団を排除します。



町の公共施設が、暴力団の活動を助長することに利用されないようにします。



**暴力団に
金を出さない**

◆暴力団員等に対する金品等の供与の禁止◆

暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員に金品等を提供することが禁止されます。



暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員に金品等を提供することが禁止されます。

**暴力団を
恐れない**

◆青少年の健全な育成を図るための措置◆

青少年が、暴力団の被害にあったり、組員にならないための教育が行われるよう支援します。

【県条例】
 学校、図書館、児童福祉施設等の周囲200mの区域内での暴力団事務所等の開設、運営を禁止（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

◆公共工事等事業者の責務◆

町と公共工事等に係る契約を締結した事業者は、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に当該公共工事等に関する業務を行わせてはならないこととします。

公共工事等の事業者は、当該公共工事等に関し暴力団員等から不当要求を受けたときは、当該工事を担当する町の部署、警察署その他の関係機関に通報するものとします。

暴力団に関する相談・情報提供先

◎栃木県警察本部

窓口	相談・情報提供の例	電話番号
暴力団に関する相談	○暴力団の不当要求に関する相談 ○暴力団事務所の移転・開設に関する情報 ○暴力団員に関する情報	028-622-2424
けん銃110番	○けん銃の不法所持に関する情報 ○けん銃の密輸などに関する情報	0120-10-3774 (フリーダイヤル)
覚せい剤110番	○覚せい剤などの薬物乱用者に関する情報 ○覚せい剤などの薬物密売者に関する情報	028-624-0919

◎公益財団法人 栃木県暴力団追放県民センター

☎028-627-2600
 (月～金の午前9時～午後5時)

【相談・情報提供の例】
 ○暴力団追放相談員による相談
 ○弁護士による民事介入暴力に関する相談
 ○不当要求防止責任者に対する講習
 ○暴力団排除に関する講話
 ○暴力団排除に関するDVDの貸し出し
 ○暴力団からの離脱及び就労支援

◎那珂川警察署 ☎0287-92-0110

◎那珂川町総務課 ☎0287-92-1111

町税務課で使用する封筒の広告主を募集します！

町では、行財政改革推進計画に規定されている自主財源確保のための有効資源活用の一つとして、町広報紙等への有料広告の掲載を実施しています。今回は、平成24年4月以降に税務課で使用する納税通知書用の封筒に掲載する広告を募集します。

1. 広告の枚数及び金額
 町・県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の4種類で合計約21,000枚の納税通知書の封筒すべてに広告が掲載されます。広告料は封筒1枚につき3円となります。
2. 納税通知書の発送時期
 ①町・県民税用封筒 (約4,500枚) …来年6月発送
 ②固定資産税用封筒 (約7,500枚) …来年4月発送
 ③軽自動車税用封筒 (約4,500枚) …来年4月発送
 ④国民健康保険税用封筒 (約4,500枚) …来年7月発送
3. 広告の掲載位置
 封筒裏面の町が指定する位置とし、1つの広告枠の大きさは縦40mm、横140mmとする。
4. 申込方法等
 企画財政課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、企画財政課広報広聴係へ応募願います。また、申込書は町ホームページからもダウンロードできます。
 (<http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/>)
5. 募集期間
 10月14日(金)～24日(月)
6. デザイン等
 印刷物は、黒色または町の指定する色の一色刷りとなります。広告物の版下・デザイン等の製作は申込者の負担となります。申し込みの際は完全な電子データで提出願います。枠内左上に「**広告**」の表示(ゴシック体、文字サイズ14ポイント)を必ず入れてください。
7. 掲載の決定
 申し込みされた広告の内容を審査のうえ、掲載の可否を通知します。公の秩序または善良な風俗に反するものなど掲載することが妥当でない町長が認めるものは拒否されます。また申し込み多数の場合は抽選により決定します。
8. 問い合わせ
 企画財政課 ☎0287-92-1114

那珂川町の文化財シリーズ 那須と白河 交流の証

私たちが住む那須地域は栃木県の北東部に位置し、茨城県・福島県と県境を接しています。福島の場所によつては、仕事や買い物など、日々の生活の行動範囲が茨城・福島まで及んでいる方もいるのではないのでしょうか。その地域が持つ地理的・自然的な環境は、そこに住む人々の生活や文化に大きく影響します。それは遠い昔から変わらず、それぞれの環境に沿って、歴史や文化は育まれてきました。

古くから那須地域は、那珂川を通して下流の常陸(茨城県)、白河関をはさんで陸奥(東北)、箒川から会津を介して北陸の各地方と結ばれ、交流や交易の中継地点としての役割を担ってきました。このことは発掘される各時代の遺跡や、出土する土器などの遺物の特徴からうかがい知ることができます。今回は弥生時代の土器から、那須と周辺地域との交流を紹介したいと思います。

那珂川町吉田の那須八幡塚古墳と吉田温泉神社古墳の周囲を調査した際、他地域との交流を物語る弥生時代の土器片が見つかりました。

那須八幡塚古墳周辺からは、那珂川の下流域である茨城県北部地域を代表する十王台式土器の破片が、吉田温泉神社古墳周辺からは、天王山式土器の破片が出土しています。

天王山遺跡は、隣の福島県白河市を代表する遺跡のひとつです。昭和二十五年(一九五〇)の開墾作業の際に土器が発見されたことから、発掘調査が行われました。土器の他にもアメリカ方式石鏃や管玉、炭化した米、栗、クルミなどが出土しています。

この天王山遺跡から出土した土器は、当時同じ特徴を持つ土器がなかったこともあり、遺跡の名前をとって「天王山式土器」と名付けられました。現在では、東北地方南部の弥生時代後期の基準となる土器です。



県指定 天王山式土器
 【白河市教育委員会提供】



天王山式土器片
 (吉田温泉神社古墳周辺出土)

現在、湯津上館にて開催中の企画展「那須と白河―接圏の地 東山道、そして関―」では、那須と白河、この隣り合うふたつの地域の交流の歴史と、やがて境界が生まれ、その間に白河関が置かれる過程をみていきます。

那珂川町内から出土した天王山式の土器片に加え、「本家」である天王山遺跡から出土した土器も展示しています。是非、この機会に見比べてみてください。

(なす風土記の丘資料館 学芸員 木村 友美)

氏名	(父母の名)	(住所)
蓮見 奏斗	拓也	馬頭
後藤 湊人	正道	馬頭
小林 幸成	一幸	馬頭
益子 大輝	輝男	和見
湯田 マリカ	浩二	久那瀬
北畠 颯人	一徳	松野
中村 滯	龍一	大内
関 歩夢	秀明	大内
長山 美莉空	師大	大山田上郷
笹沼 楓真	正嗣	小砂
笹沼 瑛斗	綾子	小砂
森嶋 桜叶	孝一	小砂
広木 琉聖	達也	小砂
掲載は希望者のみです。	奈緒美	谷田

10月1日現在の人口

(住民基本台帳)

男	9,519人(-9)
女	9,424人(-10)
計	18,943人(-19)
世帯数	6,123 (-9)

()内は前月との比較

氏名	(年齢)	(住所)
川和 二郎	86	馬頭
大金 一男	87	馬頭
高瀬 意美子	82	馬頭
高野 榮治	75	馬頭
猪瀬 千之助	89	馬頭
薄井 正義	85	馬頭
葛西 正徳	80	和見
小峰 辰己	71	和見
瀨谷 勝則	73	小口
深澤 榮	78	北野
高島 榮	89	松山
小口 政雄	90	富山
阿部 雄	89	谷川
滑川 忠男	91	谷川
小林 弘司	84	谷川
佐藤 欣一	97	小砂
大藤 博	91	小砂
瀧田 廣	85	小砂
岡崎 廣	91	小砂
福島 廣	91	小砂
小室 廣	90	小砂
浄法寺	90	小砂